

金融商品取引法の特定投資家制度に関する「期限日」について

- 当社では、金融商品取引法上の特定投資家への移行制度に関する期限日を、下記の通りといたします。

期限日： 毎年 8 月 31 日

(当社の営業日でない場合を含みます。)

- 平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法では、お客さまは「契約の種類」（金融商品取引業等に関する内閣府令第 53 条）ごとに「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」（以下、ここでは「一般投資家」とします。）とに区分されます。
- 特定投資家制度では、お客さまが特定投資家に該当される場合には、当社に金融商品取引業者として課されている「契約締結前交付の書面交付義務」などの行為規制の一部が適用除外となります。
- 金融商品取引法においてお客さまが「特定投資家」から「一般投資家」への移行又は「一般投資家」から「特定投資家」への移行が認められている場合で、お客さまからのお申出に対し、所定の手続きを経て当社が承諾した場合には、「契約の種類」（金融商品取引業等に関する内閣府令第 53 条）ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。なお、「一般投資家」から「特定投資家」への移行につきましては、当社の審査の結果、お断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則として 1 年とされていますが、当社におきましては、お客さまが特定投資家に移行した日以後の最初に到来する「8 月 31 日」（当社の営業日でない場合を含みます。）を期限日とさせていただきます。なお、「一般投資家」から「特定投資家」へ移行を行ったお客さまは、期限日に関わらず、お申出によりいつでも一般投資家に戻ることができます。
- 「一般投資家」から「特定投資家」への移行を行った場合、期限日の翌日以降は、「一般投資家」に戻りますので、お客さまが期限日以後も「特定投資家」であることを希望される場合は、再度お申出が必要となります。再度のお申出は、原則期限日の 1 か月前から可能です。なお、本書は、「特定投資家」への移行を行ったお客さまに対し、「特定投資家」への移行の継続を勧誘することを目的としたものではありません。

以上